

定 款

一般社団法人長崎県水泳連盟

平成 29 年 5 月 13 日作成

一般社団法人長崎県水泳連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人長崎県水泳連盟と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県大村市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、長崎県の水泳界を統括、代表する団体として水泳及び水泳競技（「競泳、オープンウォータースイミング、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、日本泳法をいう。」以下同じ）の健全な普及、発展と障害者スポーツの推進を図り、もって長崎県民皆泳の実を挙げ、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県外で行われる水泳及び水泳競技、会議等に参加する代表者を選考し派遣すること。
- (2) 水泳及び水泳競技に関する長崎県水泳選手権大会及びその他の競技会を開催、後援又は公認すること。
- (3) 水泳競技に関する長崎県記録の公認、並びに県内における競技会記録の公認を公益財団法人日本水泳連盟に申請すること。
- (4) 競技役員、指導員、コーチ等を養成し、その資質の向上のため研修の機会を設け、資格取得の申請手続きをすること。
- (5) 競技力の向上をはかるための調査、研究を行い、その成果を取り入れた強化訓練、講習会等を実施すること。

- (6) 水泳の普及、及び初心者指導のための水泳教室等を開催又は援助し、泳力テストを実施し資格を認定すること。
- (7) 障害者スポーツ大会を開催又は援助すること。
- (8) 水泳及び水泳競技に関する団体、グループ等を育成、援助すること。
- (9) 水泳場の設備及び器具の検定、推薦及び公認申請の手続きを行うこと。
- (10) 公益財団法人日本水泳連盟及び公益財団法人長崎県体育協会に長崎県の水泳界を代表して加盟し、スポーツ精神、アマチュア規程及び競技規則の浸透徹底を図ること。
- (11) 水泳及び水泳競技に関する功労者を表彰し、顕彰すること。
- (12) 水泳及び水泳競技に関する機関紙並びに刊行物を発行すること。
- (13) その他、当法人の目的達成に必要な事業を行うこと。

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法とする。

第3章 社員

(種別)

第6条 当法人の社員は、次のとおりとする。

個人社員

- (1) 普通社員 当法人の目的に賛同して入会し、普通会費を支払う個人
- (2) 維持社員 当法人の目的に賛同して入会し、維持会費を支払う個人

法人社員 当法人の目的に賛同して入会し、法人会費を支払う法人

(入会等)

第7条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

- 2 社員は、所定の入会金及び会費を納めなければならない。
- 3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。
- 4 社員の入会金及び会費に関する規定は、総会において別に定める。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、当法人が解散した場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人にあつては解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 社員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員が、次の各号の1に該当するときは、総会の決議により当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を汚し又は信用を失うような行為があつたとき。
- (2) 定款又は総会の決議に違反する行為があつたとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）における社員総会とする。

(開催)

第13条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前項に定める場合のほか、総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から臨時総会開催の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内にこれを招集しなければならない。

3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 2 週間前までに社員に通知しなければならない。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第 16 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第 17 条 個人社員及び法人社員は、それぞれ 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。会長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(書面による行使等)

第 19 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席社員 2 名以上がこれに記名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 現在の社員数、会議に出席した社員数及び会議に出席した役員の氏名（書面表決者を含む）

(3) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨

(4) 議決事項

3 前項の議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役員等

(員数)

第 21 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 理事のうち、2名の副会長を置くことができる。
- 4 理事のうち、1名を理事長とする。
- 5 理事のうち、2名の副理事長を置くことができる。
- 6 理事のうち、専務理事と常務理事を各々1名置くことができる。
- 7 理事のうち、1名の事務局長を置くことができる。
- 8 第2項の会長をもって一般法人法における代表理事とし、第4項の理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 9 理事のうち、会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長2名、事務局長1名を常任理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会において社員（法人社員にあってはその指名する者）のうちから選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、理事長、副会長、副理事長、専務理事及び常務理事並びに事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様である。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総

会の終結の時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐して、当法人の職務を分担執行する。

5 副理事長は理事長を補佐する。

6 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐して、当法人の職務を分担執行する。

7 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

第 26 条 役員が、次の各号の 1 に該当するときは、総会の決議により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第 28 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事並びに事務局長の選定及び解職

(4) その他この定款で定められた事項

2 会長及び理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができ

る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 前項の場合には、理事会の招集手続を省略することができる。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印するものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。
これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 顧問及び参与等

（顧問・参与）

第39条 当法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

（委員会）

第40条 当法人に、当法人の事業を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

（加盟団体）

第41条 当法人に、当法人の事業の円滑な運営を図るため、次の加盟団体を置く。

(1) 各地区を代表する水泳連盟（協会）

第9章 事務局

（構成）

第42条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置くことができる。
- 3 事務職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議によりこれを定める。
- 5 事務局の職員は有給とする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総社員の半数以上であつて総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 当法人は、総会において総社員の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分等)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	緒方信行
設立時理事	北村征彦
設立時理事	佐藤一成

設立時理事	藤田昭比古
設立時理事	小山和洋
設立時理事	荒木康正
設立時理事	木下洋介
設立時理事	宮菌久教
設立時理事	岳藤翔
設立時理事	久野功二
設立時理事	富永透
設立時理事	佐々木浩子
設立時理事	北村貴志
設立時理事	平川義隆
設立時理事	永山安幸
設立時理事	坂本博文
設立時理事	児島敏則
設立時監事	矢野猛彦
設立時監事	松田信哉

(設立時代表理事)

第 48 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

長崎県佐世保市もみじが丘町 4 7 番地 7 3

設立時代表理事 緒方信行

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 49 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

長崎県佐世保市もみじが丘町 4 7 番地 7 3

緒方信行

長崎市横尾 2 丁目 6 番 6 号

北村征彦

長崎市小江原 1 丁目 2 8 番 7 号

佐藤一成

長崎県島原市今川町 1 8 6 2 番地 1 1

藤田昭比古

長崎県佐世保市鹿子前町 1 0 7 番地 6

小山和洋

長崎市滑石 1 丁目 2 5 番 1 5 号

荒木康正

長崎県大村市富の原 2 丁目 2 6 7 番地 7

木下洋介

長崎県諫早市旭町 1 3 番 1 2 号

宮菌久教

(法令の準拠)

第 50 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上のとおり、一般社団法人長崎県水泳連盟設立のため、設立時社員緒方信行外 7 名の定款作成代理人である松田信哉司法書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 29 年 5 月 13 日

上記設立時社員の定款作成代理人

長崎県佐世保市高砂町 4 番 1 1 号

松田信哉司法書士法人

社員 松田信哉